



2012年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社 ツヴァイ
代 表 者 代表取締役社長 宮武 正容
(コード番号：2417)
問 合 せ 先 管理本部長 後藤 喜一
電 話 番 号 03-3519-7401

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年4月5日開催の取締役会において、2012年5月11日開催予定の第28期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在 毎年2月20日

変更案 毎年2月末日

同決算期変更に伴い第29期は、2012年2月21日から2013年2月28日までの12ヶ月8日の変則決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、今後の事業拡大を勘案し効率的な業務執行を行うために、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

事業年度の変更に伴い、現行定款第12条、第37条、第39条ならびに第40条に所要の変更を行い、また、経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年5月11日（金）

定款変更の効力発生日 2012年5月11日（金）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>第1条～第11条 (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は毎年2月<u>20日</u>とする。</p> <p>第13条～第36条 (条文省略) (事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>2月21日</u>から翌年2月<u>20日</u>までの1年とする。</p> <p>第38条 (条文省略) (剰余金配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月<u>20日</u>とする。 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の議決によって、毎年8月<u>20日</u>を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月<u>末日</u>とする。</p> <p>第13条～第36条 (現行どおり) (事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年2月<u>末日</u>までの1年とする。</p> <p>第38条 (現行どおり) (剰余金配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月<u>末日</u>とする。 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の議決によって、毎年8月<u>末日</u>を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>第37条(事業年度)の規定にかかわらず第29期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第40条(中間配当)の規定は、2012年9月1日からその効力を生じる。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第29期事業年度終了後にこれを削るものとする。</u></p>